

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

選挙管理委員会告示

政治団体の収支に関する報告書(八二).....	4
公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(八三).....	5
公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(八四).....	6
政治団体の収支に関する報告書(八五).....	6
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(八六).....	9
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(八七).....	9

目次

ページ

選挙管理委員会告示	1
政治団体の設立の届出(七九).....	2
政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(八〇).....	2
政治団体の解散の届出(八一).....	4

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党大仙市中仙支部	大野 忠右工門	富岡 初男	大仙市長野字二日町四十八番地三	平成十七年五月十六日
自由民主党横手第一支部	鶴田 有司	佐々木 康雄	横手市前郷字下三枚橋二百四番地 づるた有司後援会事務所内	"
自由民主党秋田県環境団体政治連盟支部	鷲谷 一四	川口 芳松	秋田市千秋矢留町一番十九号 秋田県環境会館内	"

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
くまがい良夫後援会	熊谷 良夫	石川 悟	仙北郡美郷町鐘田字庚塚二十八番地一	平成十七年五月九日
石橋嘉雄後援会	石橋 嘉雄	皆川 勝司	平鹿郡雄物川町谷地新田字大元五十八番地	平成十七年五月十七日

いきいき郷土をめざす会	信田 勇一	大仙市豊岡字谷地三十一番地	平成十七年五月十八日
武田隆後援会	嵯峨 重右工門	大仙市土川字上野五十一番地	平成十七年五月二十日
はしむら誠後援会	大槻 四郎	大仙市内小友字館前百九番地	平成十七年五月二十三日
鈴木よしかつ後援会	佐藤 時夫	仙北郡美郷町上深井字松葉町百十八番地	平成十七年五月二十五日
市民本位の秋田市政をつくる会	藤田 實	秋田市中通三丁目四番四十七号	平成十七年五月三十日
	奥山 賢二	チサンマンション秋田百二号室	

秋選管告示第八十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十七年五月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨

の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十七年六月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	届出年月日								
自由民主党由利町支部	<table border="1"> <tr> <th>代表者</th> <th>会計責任者</th> </tr> <tr> <td>伊藤 周平</td> <td>大関 嘉一</td> </tr> <tr> <td>齊藤 善悦</td> <td>堀井 秀雄</td> </tr> <tr> <td>竹下 博英</td> <td>伊藤 満</td> </tr> </table>	代表者	会計責任者	伊藤 周平	大関 嘉一	齊藤 善悦	堀井 秀雄	竹下 博英	伊藤 満	平成十七年五月十日
代表者	会計責任者									
伊藤 周平	大関 嘉一									
齊藤 善悦	堀井 秀雄									
竹下 博英	伊藤 満									
自由民主党雄和支部	<table border="1"> <tr> <th>代表者</th> <th>会計責任者</th> </tr> <tr> <td>齊藤 善悦</td> <td>堀井 秀雄</td> </tr> <tr> <td>竹下 博英</td> <td>伊藤 満</td> </tr> </table>	代表者	会計責任者	齊藤 善悦	堀井 秀雄	竹下 博英	伊藤 満	平成十七年五月十三日		
代表者	会計責任者									
齊藤 善悦	堀井 秀雄									
竹下 博英	伊藤 満									

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日						
寺田典城八森後援会	<table border="1"> <tr> <th>主たる事務所の所在地</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>山本郡峰浜村目名潟蝦夷倉十九番地六</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td>山本郡八森町字立石四十四番地</td> <td>旧</td> </tr> </table>	主たる事務所の所在地	内容	山本郡峰浜村目名潟蝦夷倉十九番地六	新	山本郡八森町字立石四十四番地	旧	平成十七年五月二日
主たる事務所の所在地	内容							
山本郡峰浜村目名潟蝦夷倉十九番地六	新							
山本郡八森町字立石四十四番地	旧							

春日清孝後援会	児玉政芳後援会	栗林次美後援会	大曲トライ政策研究会		大館商工政和会	石橋一則後援会	秋田県公衆浴場組合政治連盟		菅義雄後援会	かずお後援会	斎藤いさむ後援会		大沢清治後援会	伊藤みのる後援会	中田満後援会	
代 表 者	会 計 責 任 者	主たる事務所の所在地	会 計 責 任 者	代 表 者	代 表 者	代 表 者	会 計 責 任 者	代 表 者	主たる事務所の所在地	代 表 者	会 計 責 任 者	代 表 者	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	政治団体の名称	会 計 責 任 者
藤井 操	湯沢 栄幸	大仙市大曲栄町十三番十六号	加藤 忠雄	加藤 忠雄	虹川 東雄	藤谷 正作	布川 良一	乳井 団	湯沢市秋ノ宮字新屋敷六十三番地	斎藤 利喜雄	斎藤 均	斎藤 良治	北秋田郡比内町扇田字上扇田八十一番地一	大仙市横堀字表木十八番地	伊藤みのる後援会	梅田 一夫
会田 元吉	児玉 家治	大仙市戸地谷字大和田三百六十三番地	三輪 健	三輪 健	中田 直行	石橋 順悦	進藤 繁	能登 清平	湯沢市字両神百四十六番地	成田 義紀	斎藤 精四郎	斎藤 精一	北秋田郡比内町扇田字上扇田九十四番地	大仙市戸地谷字川前二百四十四番地一	伊藤稔後援会	中田 知
平成十七年五月十六日	〃	〃	〃	〃	平成十七年五月十三日	平成十七年五月十一日	平成十七年五月十日	〃	平成十七年五月九日	〃	〃	〃	平成十七年五月六日	〃	平成十七年五月二日	

新しい由利本荘市を創る会	主たる事務所の所在地	由利本荘市小人町九十三番一号	平成十七年五月十九日
秋田県環境団体政治連盟	会計責任者	乳井 団	平成十七年五月二十四日
たつみ万千子後援会	政治団体の名称	たつみ万千子後援会	平成十七年五月三十一日
伊藤義一後援会	政治団体の名称	立身万千子後援会	平成十七年五月三十一日

秋選管告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十七年五月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成十七年六月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党中仙支部	平成十七年三月三十一日	平成十七年五月十六日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
秋田男鹿地域開発研究会	平成十七年四月二十八日	平成十七年五月二日
高橋清後援会	平成十七年四月一日	平成十七年五月六日
清友会	平成十七年三月三十一日	平成十七年五月九日
くまがい良夫後援会	平成十七年五月五日	〃
かしま幸子を支援する会	平成十七年四月二十日	平成十七年五月十日

伊藤義一後援会	平成十七年四月三十日	平成十七年五月二十日
---------	------------	------------

秋選管告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十七年六月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 自由民主党中仙支部

報告年月日 平成17年5月16日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

政治活動費

組織活動費

合計

93,384円

93,384円

0円

50,000円

50,000円

50,000円

50,000円

50,000円

50,000円

(2) その他の政治団体

政治団体の名称 秋田男鹿地域開発研究会

報告年月日 平成17年5月2日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 1,500,000円

前年からの繰越額 1,500,000円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 1,500,000円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 支出の内訳

政治活動費 1,500,000円

寄附・交付金 1,500,000円

合 計 1,500,000円

政治団体の名称 くまがい良夫後援会

報告年月日 平成17年5月9日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 14,892円

前年からの繰越額 14,892円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

政治団体の名称 かしま幸子を支援する会

報告年月日 平成17年5月10日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 120,000円

前年からの繰越額 0円

本年の収入額 120,000円

(イ) 支出総額 120,000円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

寄附

個人からの寄附

合 計 120,000円

【寄附の内訳】

個人からの寄附

川崎 明	20,000円	平鹿郡増田町
佐藤 敬二	20,000円	平鹿郡増田町
田中 斉	20,000円	平鹿郡増田町
内藤 民治	20,000円	平鹿郡増田町
三芳 行雄	20,000円	平鹿郡増田町
山中 一郎	20,000円	平鹿郡増田町
合 計	120,000円	

(イ) 支出の内訳

経常経費	16,000円
備品・消耗品	16,000円
政治活動費	104,000円
機関誌の発行その他の事業	104,000円
機関誌の発行事業費	104,000円
合 計	120,000円

2 収入及び支出のない団体

その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
高橋清後援会	平成17年5月6日
清友会	平成17年5月9日
伊藤義一後援会	平成17年5月20日

秋選管告第百八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基いて、告示する。

平成十七年六月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容	届出年月日
大沢清治	比内町長 (候補者になることとする者)	大秋会	主たる事務所の所在地	新	平成十七年五月六日
渋谷正敏	秋田県議会議員 (現職)	渋谷正敏後援会	主たる事務所の所在地	旧	平成十七年五月十一日
			由利郡象潟町字家の後百五十六番地一		
			由利郡金浦町金浦字笹森百二十五番地一		

秋選管告示第八十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十

九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年六月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体	代表者氏名	届出年月日
佐藤一誠	男鹿市長 (現職)	秋田男鹿地域開発研究会	佐藤一誠	平成十七年五月二日
熊谷良夫	美郷町議会議員 (現職)	くまがい良夫後援会	熊谷良夫	平成十七年五月九日
		仙北郡美郷町鐘田字庚塚二十八番地一		

秋選管告示第八十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十七年六月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

種類 平成17年5月31日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書

報告書の要旨

平成16年分
(一) 政党

政治団体の名称 由田民社党中仙支部

報告年月日 平成17年5月16日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

693,484円
251,484円
442,000円
600,100円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費

90,000円

寄附 60人

個人からの寄附 20,000円

法人その他の団体からの寄附 15,000円

合計 35,000円

機関紙誌の発行その他の事業による収入 57,000円

本部又は支部から供与された交付金に係る収入 260,000円

秋田県連支部 260,000円

【寄附の内訳】

個人からの寄附

仲野谷通央 10,000円 大仙市

鈴木 喜亮 10,000円 大仙市

合計 20,000円

法人その他の団体からの寄附

中仙町建設業協会 10,000円 大仙市

中仙町商工会 5,000円 大仙市

合計 15,000円

(イ) 支出の内訳 442,000円

経常経費 133,730円

事務諸費 133,730円

政治活動費 466,370円

組織活動費 240,870円

選挙関係費 225,500円

合計 600,100円

(2) その他の政治団体

政治団体の名称 熊谷新行後援会

報告年月日 平成17年4月8日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額 0円

前年からの繰越額 0円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額

0円

政治団体の名称 くまがい良夫後援会

報告年月日 平成17年5月9日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

14,892円

前年からの繰越額

14,892円

本年の収入額

0円

(イ) 支出総額

0円

平成15年分

(1) 政党

政治団体の名称 自由民主党中仙支部

報告年月日 平成17年5月16日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

708,741円

前年からの繰越額

384,934円

本年の収入額

323,807円

(イ) 支出総額

457,257円

イ 収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費

209,800円

寄附

78人

個人からの寄附

20,000円

法人その他の団体からの寄附

20,000円

合計

40,000円

機関紙誌の発行その他の事業による収入

44,000円

本部又は支部から供与された交付金に係る収入

30,000円

秋田県連支部

30,000円

その他の収入

7円

【寄附の内訳】

個人からの寄附

10,000円 大仙市

仲野谷通央

10,000円 大仙市

鈴木 喜亮

20,000円

合計

40,000円

法人その他の団体からの寄附

20,000円

報 告 書 公 田 秋

中仙町建設業協会	10,000円	大仙市	10,000円	大仙市
中仙町商工会	10,000円	大仙市	20,000円	
合 計	323,807円			
(イ) 支出の内訳				
経常経費	127,886円			
事務諸費	127,886円			
政治活動費	329,371円			
組織活動費	329,371円			
合 計	457,257円			
(2) その他の政治団体				
政治団体の名称 熊谷新行後援会				
報告年月日 平成17年4月8日				
ア 収入・支出の総額				
(ア) 収入総額	0円			
前年からの繰越額	0円			
本年の収入額	0円			
(イ) 支出総額	0円			
政治団体の名称 くまがい良夫後援会				
報告年月日 平成17年5月9日				
ア 収入・支出の総額				
(ア) 収入総額	14,892円			
前年からの繰越額	14,892円			
本年の収入額	0円			
(イ) 支出総額	0円			
平成14年分				
その他の政治団体				
政治団体の名称 くまがい良夫後援会				
報告年月日 平成17年5月9日				
ア 収入・支出の総額				
(ア) 収入総額	14,892円			
前年からの繰越額	14,892円			
本年の収入額	0円			
(イ) 支出総額	0円			
平成10年分				
その他の政治団体				
政治団体の名称 くまがい良夫後援会				
報告年月日 平成17年5月9日				
ア 収入・支出の総額				
(ア) 収入総額	14,892円			
前年からの繰越額	14,892円			
本年の収入額	0円			
(イ) 支出総額	0円			
平成12年分				
その他の政治団体				
政治団体の名称 くまがい良夫後援会				
報告年月日 平成17年5月9日				
ア 収入・支出の総額				
(ア) 収入総額	14,892円			
前年からの繰越額	14,892円			
本年の収入額	0円			
(イ) 支出総額	0円			
平成11年分				
その他の政治団体				
政治団体の名称 くまがい良夫後援会				
報告年月日 平成17年5月9日				
ア 収入・支出の総額				
(ア) 収入総額	14,892円			
前年からの繰越額	14,892円			
本年の収入額	0円			
(イ) 支出総額	0円			
平成13年分				
(イ) 支出総額	0円			

平成9年分

その他の政治団体

政治団体の名称 くまがい良夫後援会

報告年月日 平成17年5月9日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

平成8年分

その他の政治団体

政治団体の名称 くまがい良夫後援会

報告年月日 平成17年5月9日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

平成7年分

その他の政治団体

政治団体の名称 くまがい良夫後援会

報告年月日 平成17年5月9日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(イ) 支出総額

秋選管告示第八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た

数）は、次のとおりである。

平成十七年六月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一九、二七一
三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二七、二五六

秋選管告示第八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十七年六月十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別	数
秋田市	八四、九一五
能代市	一四、七一六
横手市	一〇、九六一
大館市	一八、〇六九
本荘市	一一、一六三
男鹿市	八、三二六
湯沢市	九、三二七
大曲市	一〇、六三八
鹿角市鹿角郡	一一、五四四
北秋田郡	一七、九一三
山本郡	一三、二五三
南秋田郡	一九、八六七
河辺郡	五、一九五
由利郡	二〇、八〇二
仙北郡	三一、六五四
平鹿郡	一八、三八六
雄勝郡	一一、四五五

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄